

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委 託 業 務 名	子宮頸がん検診帳票等管理業務
委 託 業 務 場 所	滋賀県内
概 要	子宮頸がん検診帳票等印刷、実施医療機関への送付、帳票在庫管理等
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6 3 6 , 4 6 8 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 栗東市糺一丁目 10 番 7 号 〔名 称〕 滋賀県医師協同組合
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	子宮頸がん検診は、滋賀県医師会と県内 1 9 市町で集合契約を締結し、滋賀県内の子宮頸がん検診実施機関で受診できる体制をとっている。県内統一帳票の印刷及び検診実施機関への送付等管理業務については、実施機関からの意見の集約や帳票送付に係る事務等を臨機応変に対応でき、滋賀県医師会との共同事務の経験がある上記事業所しか実施できないため、随意契約する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。